

使って便利！ マイナンバーカード

市民課 ☎ 65-1232

本市のマイナンバーカードの交付率は85%（10月末時点）です。しかし、「取得したけど、マイナンバーカードの活用方法が分からない」という人もいるのではないのでしょうか。そこで今回は、暮らしに役立つマイナンバーカードの活用方法をご紹介します。



マイナンバーカードでできること

電子申請に利用可能！

マイナンバーカードのICチップには電子証明書が搭載されており、e-Tax（確定申告）などの電子申請時に利用できます。

給付金などの手続きがスムーズに！

預貯金口座の情報を登録することで、給付金などの申請時に口座情報書類の提出が不要になります。

マイナ保険証へ移行！！

12月2日以降、従来の健康保険証は発行されず、マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」の仕組みへ移行します。
※マイナ保険証を保有していない人は、交付される「資格確認書」を医療機関や薬局窓口で提示することで資格確認を行います。

各種証明書の取得が簡単に！

住民票の写しや印鑑登録証明書などの交付手続きが簡単にできます。また、コンビニエンスストアでも証明書が取得できます。

対象の手続きなどはこちら



注意！ マイナンバーカードには有効期限があります

マイナンバーカードにはカード本体の有効期限とカードに搭載されている電子証明書の有効期限が設定されています。有効期限が切れると上記サービスの利用ができません。更新の案内が届いたら期間内の手続きをお願いします。

詳細はこちら



カード本体の有効期限

電子証明書の有効期限

マイナンバーカードを保有していない皆さんへ

マイナンバーカードを利活用する場面も拡大しています。マイナ保険証へ移行するこの機会にマイナンバーカードを作成しませんか？

新規申請は、市役所や各支所その他、郵便局（外山・垣生・前田・中村）で受け付けが可能です。

詳細はこちら



また、自宅や職場、福祉施設などへ職員がお伺いする出張申請も受付中です。



お気軽にご相談
ください！

詳細はこちら

